

4 「実習の教科」の免許状の取得方法

(1) 別表第5による取得

【別表第5、施行規則第16条第1項、県教委規則第23条】

受けようとする 免許状の種類		基礎資格	基礎資格修得後 大学において修得する最低単位数	
高等学校 教諭	専修免許状	受けようとする免許教科の1種免許状を取得後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務したこと	大学が独自に設定する科目	
			15	
	1種免許状	イ 大学において受けようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	修得必要なし	
		ロ 受けようとする免許教科についての高等学校助教諭（臨時）免許状を修得した後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務したこと	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
		5	5	
教科に関する専門的事項に関する科目		免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」（P19参照）の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」の数が2以下の免許教科にあつては、1以上の科目について1単位以上修得すること		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		教育の基礎的理解に関する科目		2
		各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		2
大学が独自に設定する科目		「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること		

- (注) 1 「学士の学位」については、大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第5備考第1号の2、施行規則第68条の2】

- 2 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得すること。

【施行規則第16条第4項】

- 3 「大学が独自に設定する科目」は大学院、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習もしくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

- 4 高等学校卒業の資格で助教諭（臨時）免許状を取得している場合については、基礎資格欄「ロ」の項において、「3年」とあるのは「6年」と読み替える。

【昭和29年改正法附則第8項】

(2) 実習助手としての在職年数を活用による取得

【免許法附則第9項、施行規則第16条第1項、施行規則附則第5項、県教委規則第23条】

受けようとする 免許状の種類		基礎資格	基礎資格修得後		
			在職年数	大学において修得する 最低単位数	
				教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等
高等学校 教諭	1種免許状	イ 大学において受けようとする免許教科の実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又はこれと同等以上と認める資格を有すること	3	5	5
		ロ 高等専門学校において受けようとする免許教科の実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること	3	5	5
		ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において受けようとする免許教科の実業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上と認める資格を有すること	6	5	5
		ニ 9年以上受けようとする免許教科の実習に関する実地の経験を有すること	3	5	5
教科に関する専門的 事項に関する科目		免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」（P19参照）の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」の数が2以下の免許教科にあっては、1以上の科目について1単位以上修得すること			
各教科の指導法に 関する科目又は 教諭の教育の 基礎的理解に 関する科目等		教育の基礎的理解に関する科目	2		
		各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2		

(注) 1 「在職年数」は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において、受けようとする免許教科の実習助手として良好な成績で勤務した期間である。

【免許法附則第9項の表第3欄】

2 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得すること。

【施行規則第16条第4項】

3 「ニ」欄において、小学校から最終学校を卒業（修了）するまでの学校における修業年数が通算して9年に不足するものについては、「9年以上」とあるのは、「9年に不足する年数に2を乗じて得た年数を9年に加えた年数以上」と読み替える。

【免許法附則第9項の表備考第4号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【施行規則第5条の表備考第1号】

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	○ 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ○ 国文学（国文学史を含む。） ○ 漢文学
地理歴史	○ 日本史 ○ 外国史 ○ 人文地理学・自然地理学 ○ 地誌
公民	○ 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ○ 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ
理科	○ 物理学 ○ 化学 ○ 生物学 ○ 地学 ○ 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	○ ソルフェージュ ○ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ○ 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ○ 指揮法 ○ 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	○ 絵画（映像メディア表現を含む。） ○ 彫刻 ○ デザイン（映像メディア表現を含む。） ○ 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	○ 図法・製図 ○ デザイン ○ 工芸制作（プロダクト制作を含む。） ○ 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
福祉	○ 社会福祉学（職業指導を含む。） ○ 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ○ 社会福祉援助技術 ○ 介護理論・介護技術 ○ 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ○ 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ○ 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	○ 商船の関係科目 ○ 職業指導

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
書道	○ 書道（書写を含む。） ○ 書道史 ○ 「書論、鑑賞」 ○ 「国文学、漢文学」
保健体育	○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ○ 生理学（運動生理学を含む。） ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	○ 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	○ 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ○ 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） ○ 看護実習
家庭	○ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○ 被服学（被服実習を含む。） ○ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○ 住居学 ○ 保育学
情報	○ 情報社会（職業に関する内容を含む） ・情報倫理 ○ コンピュータ・情報処理 ○ 情報システム ○ 情報通信ネットワーク ○ マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	○ 農業の関係科目 ○ 職業指導
工業	○ 工業の関係科目 ○ 職業指導
商業	○ 商業の関係科目 ○ 職業指導
水産	○ 水産の関係科目 ○ 職業指導
職業指導	○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理
英語	○ 英語学 ○ 英語文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解
宗教	○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」

※すべての科目において、一般的包括的内容を含めて修得する。